

塩尻市の給与・定員管理等について

(※各項目にある、国、県、類似団体(人口規模、産業構造が類似している自治体)のデータについては、情報の提供があり次第、掲載します。)

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 65,205	千円 33,871,631	千円 468,254	千円 6,309,661	% 18.6	% 17.9

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

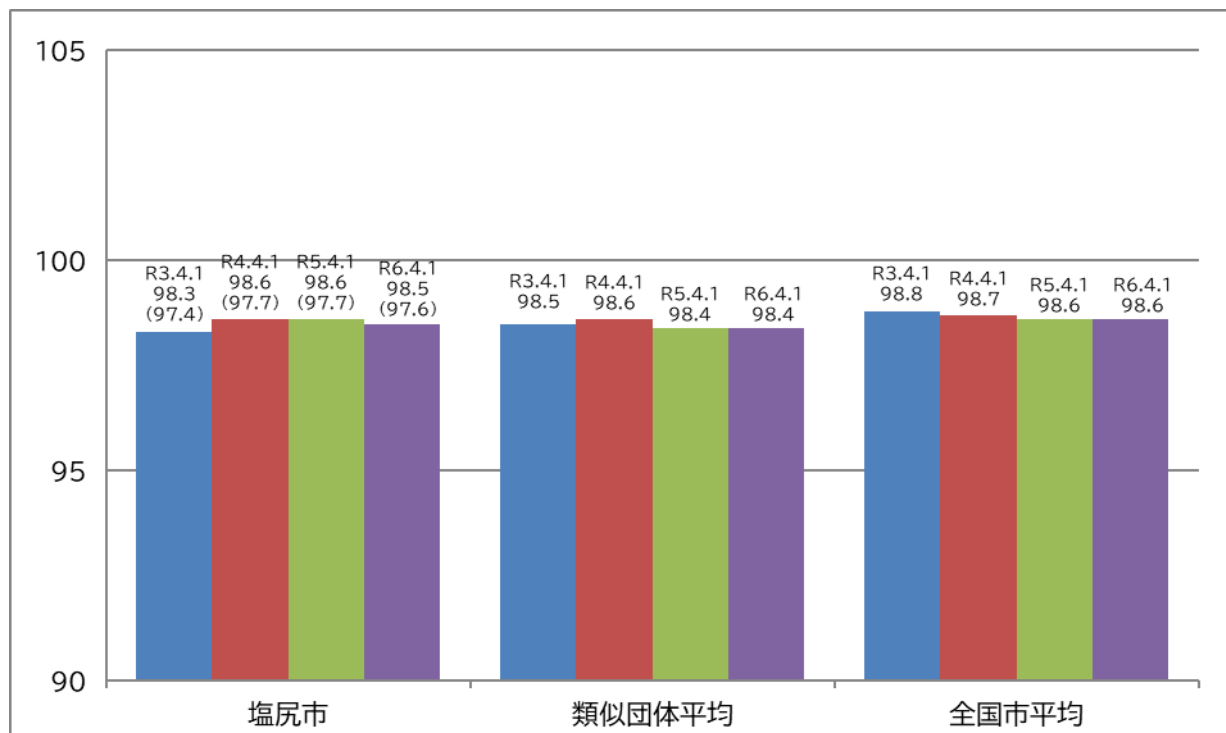
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 499	千円 1,858,552	千円 419,218	千円 718,235	千円 2,996,005	千円 6,004	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費は含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3)ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準 5%に対し、塩尻市においても5%を支給。

(参考)

	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		4 月 1 日時点	遡及 改定後										
国基準に よる支給 割合	3%	3%	4%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5%
塩尻市の 支給割合	3%	3%	3%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 7 年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
塩 尻 市	40.4 歳	320,253 円	398,457 円	367,016 円
長 野 県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類 似 団 体	—	—	—	—

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
塩 尻 市 (給食調理員)	53.0 歳	12 人	282,283 円	309,501 円	309,660 円	—	—	—	—
長 野 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民 間(D)	C/D
塩尻市 (給食調理員)	5,050,612 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年から令和5年までの3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該団体の欄はすべて「アスタリスク(*)」としています。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		塩 尻 市	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	—	—
	高 校 卒	188,000 円	—	—

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満	経験年数 25年以上～30年未満
一般行政職	大学卒	288,722 円	327,612 円	373,250 円	400,909 円
	高校卒	266,909 円	327,928 円		
技能労務職	高校・短大卒	250,375 円			

※個人情報保護の観点から、階層別職員数が3人以下となる場合は、近似の階層をまとめて記載しています。

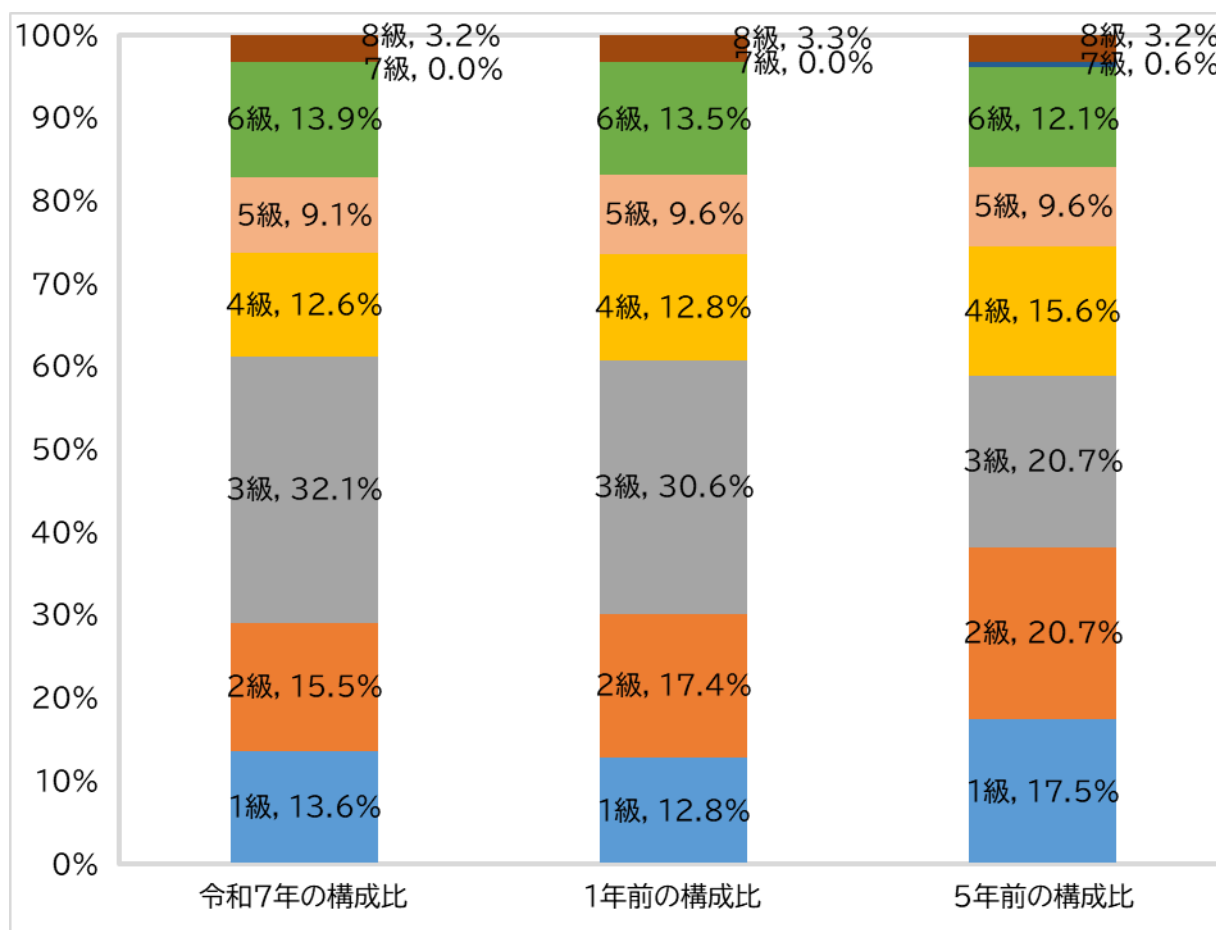
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

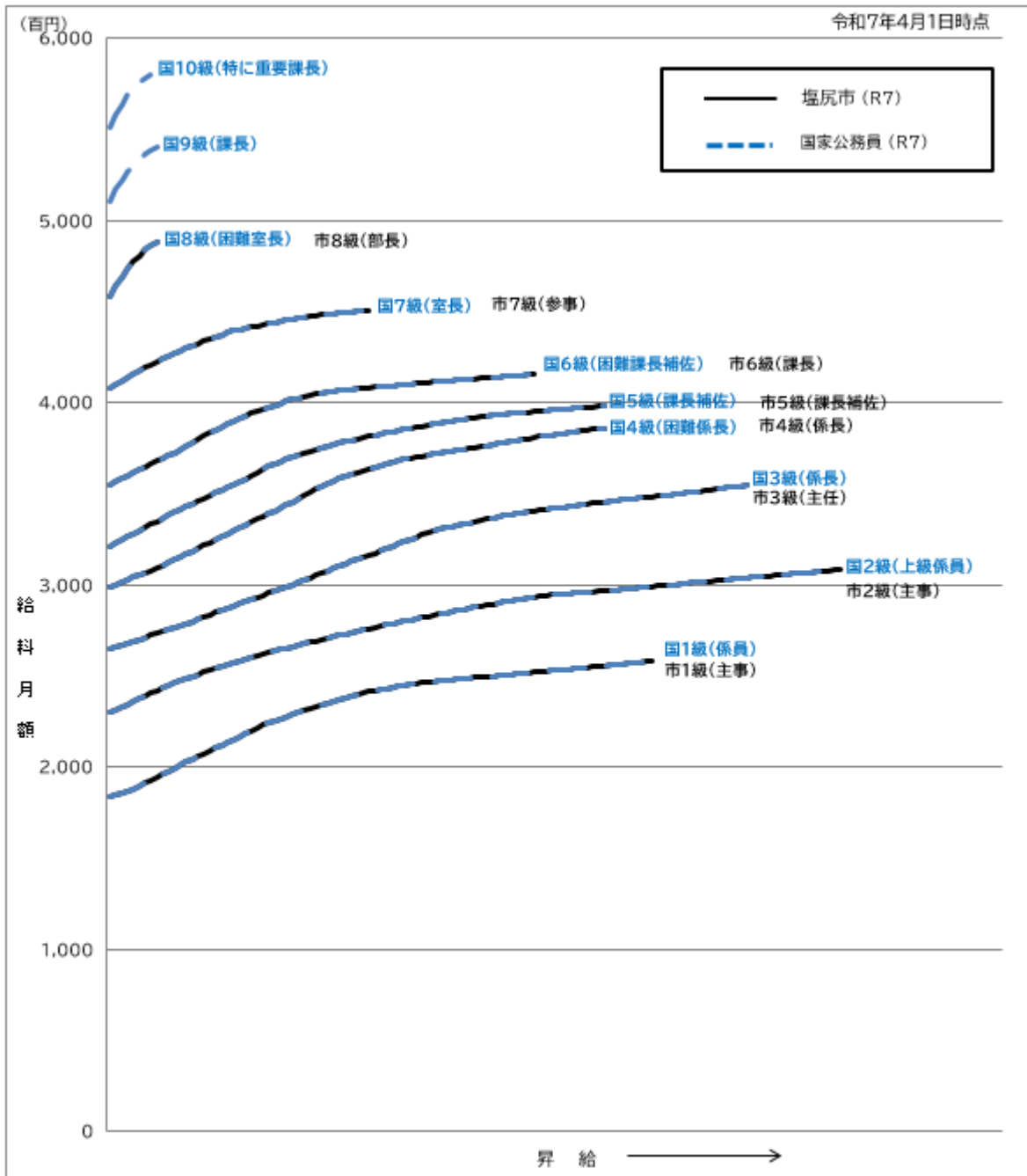
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	・部長の職務	10人	3.2%	458,300円	488,500円
7級	・参事の職務	0人	0.0%	408,300円	450,900円
6級	・次長及び副事業部長の職務 ・課長の職務 ・主幹の職務	43人	13.9%	355,200円	415,700円
5級	・課長補佐の職務 ・副主幹の職務	28人	9.1%	321,300円	398,200円
4級	・係長及び主査の職務 ・専門官の職務	39人	12.6%	298,800円	386,100円
3級	・係長代理及び主任の職務	99人	32.1%	265,300円	354,700円
2級	・高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	48人	15.5%	230,000円	308,500円
1級	・主事及び技師の職務 ・事務員及び技術員の職務	42人	13.6%	183,500円	258,100円

(注)1 塩尻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和 7 年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和 7 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

塩 尻 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,408 千円	—	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分 (1.4 月分) (1.0 月分)	—	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和 7 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和 7 年4月1日現在)

塩 尻 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2%～45%) 1 人当たり平均支給額 3,400 千円 20,991 千円	—

(注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		96,759千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		188,614円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
塩尻市	5%	513人	5%

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		2,463千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		15,588円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		31.0%	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務等従事手当	債権管理課職員	市税等の滞納整理のため庁外において業務に従事した職員	日額250円
防疫等作業従事手当	健康づくり課職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次の各号のいずれかに掲げる作業に従事した職員 (1)感染症の患者又はその疑いのある者の救護 (2)感染症等の病原体の付着又はその危険がある物体の処理作業 (3)伝染病菌を有する家畜又はその疑いのある家畜に対する防疫作業 (4)狂犬病予防のための犬の捕獲、処分作業	日額500円
犬猫等死体処理作業手当	生活環境課職員	犬猫等の死体処理作業に従事した職員	1件500円
行旅病人取扱手当	福祉支援課職員	行旅病人の取扱いに従事した職員	1件2,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉支援課職員	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員	1体4,000円
保健指導従事手当	保健師	常時保健指導業務に従事する職員で、家庭訪問等の指導業務に従事した保健師	日額250円
福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所に勤務する現業又は指導監督を行う職員で、福祉に関する業務に従事したもの	月額2,500円
用地交渉手当	都市計画課等	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、権利者との交渉に従事した職員のうち、特に困難な交渉業務に従事したもの	日額250円
保育業務手当	保育所職員	保育所に勤務する職員で、保育業務に従事したもの	月額1,500円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	148,420千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	334千円
支給実績(令和5年度決算)	161,565千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	366千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当(令和 7 年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (6 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する手当 ○配偶者 月額 3,000 円 ○子 月額 11,500 円 ○父母等 月額 6,500 円 (満15 歳に達する日後の年度初めから満 22 歳 の年度末までの扶養親族 1 人につき月額 5,000 円加算)	同		46,058 千円	232,616 円
住居手当	○借家・間借り居住者の場合 ・家賃月額 23,000 円以下 支給月額=支払家賃-12,000 円 ・家賃月額 23,000 円超 支給月額= (支払家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円 最高限度額 月額 27,000 円	異	市外に居 住する職員 は、 13,000 円が限度	29,509 千円	258,850 円
通勤手当	○交通機関など利用者の場合 通勤に要する運賃相当額など ○交通用具利用者の場合 片道 2 km以上で月額 2,000 円から 60km 以上は 31,600 円限度 ○上記合計の上限額 月額 150,000 円	同		23,302 千円	61,645 円
在宅勤務 等手当	住居において、正規の勤務時間の全部を、3 箇 月以上の期間、1 箇月当たり平均10日を超えて 勤務した場合 月額 3,000 円	同		支給なし	
管理職 手当	部長(8 級) 75,000 円 参事(7 級) 71,000 円 副事業部長・次長(6 級) 56,000 円 課長・支所長・専門幹(6 級) 51,000 円 担当課長(6 級) 47,000 円	異	支給区分・ 金 額 が 異 なります	40,654 千円	666,459 円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日 午前 5 時までの間に勤務した場合 支給額=勤務 1 時間当たりの給与額 ×100 分の 25×勤務時間	同		支給なし	
宿日直 手当	○祝日法による休日等及び年末年始の休日の 正規の勤務時間中に宿日直勤務をした場合 市長が定める業務 日額 5,900 円 上記以外の業務 日額 4,400 円	同		支給なし	
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊 急の必要、その他の公務の運営の必要のため、 勤務をした場合に支給する ○週休日、祝日法による休日等及び年末年始の 休日など 部長、次長等 日額 8,000 円 課長、支所長等 日額 6,000 円 ○午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週 休日等に含まれる時間を除く。) 部長、次長等 日額 4,000 円 課長、支所長等 日額 3,000 円	異	支給区分・ 金 額 が 異 なります	38 千円	7,600 円
災害派遣 手当	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 の地方公共団体から派遣された職員で住所又 は居所を離れて本市の区域に滞在する場合 公用施設等 日額 3,970 円 上記以外の施設 ・30 日以内 日額 6,620 円 ・30 日を超え 60 日以内 日額 5,870 円 ・60 日を超える期間 日額 5,140 円	同		支給なし	

5 特別職の報酬等の状況（令和 7 年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長 副 市 長	914,000 円 756,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			—	
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	488,000 円 425,000 円 402,000 円	—	
	市 長 副 市 長 議 長 副 議 長 議 員	(6 年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算出方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×勤続月数×42/100 給料月額×勤続月数×29.4/100	18,426,240 円 10,668,672 円	在職中通算 在職中通算

(注)退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

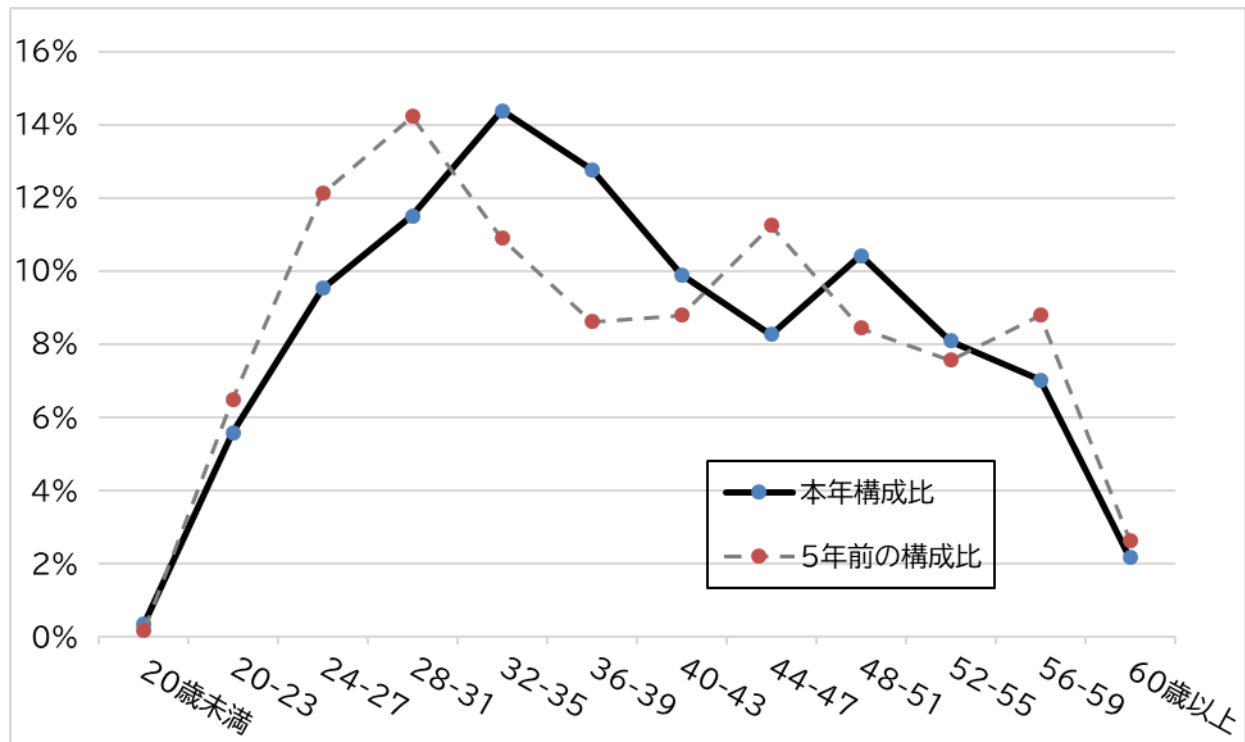
各年4月1日現在

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 7 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務・企画	104	99	5	組織再編による増員
		税 務	28	28	0	
		民 生	171	167	4	子ども子育て支援体制強化
		衛 生	37	39	△2	正規職員の配置見直し
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	21	21	0	
		商 工	25	25	0	
		土 木	32	33	△1	正規職員の配置見直し
		計	423	417	6	<参考>人口 1 万人当たり職員数 64.88 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 ― 人)
	教 育 部 門	82	82	0		
	小 計	505	499	6	<参考>人口 1 万人当たり職員数 77.46 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 ― 人)	
公 営 企 業 等 会 計		水 道	17	17	0	
		下 水 道	7	8	△1	正規職員の配置見直し
		そ の 他	27	27	0	
		小 計	51	52	△1	
合 計		556 [593]	551 [593]	5 [593]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 85.29 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です

(2)年齢別職員構成の状況(令和 7 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	31人	53人	64人	80人	71人	55人	46人	58人	45人	39人	12人	556人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	423	418	410	410	417	423	0
教育	95	84	84	83	82	82	△13(-13.7%)
消防	-	-	-	-	-	-	0
普通会計計	518	502	494	493	499	505	△13(-2.5%)
公営企業等会計計	51	46	49	50	52	51	0
総合計	569	548	543	543	551	556	△13(-2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数